

令和 8 年度 大学院 保健医療学研究科

博士課程 入学試験Ⅱ期

運動器柔道整復学専攻

専 門 科 目

全選抜共通

受験番号

自身の受験番号を必ず記載してください。

【注意事項】

1. 解答は指定された解答用紙に記入してください。
2. 解答用紙には、受験番号、氏名を記入してください。
3. 問題用紙及び解答用紙は、全て提出してください。

運動器柔道整復学専攻 専門科目

問題.

現在、医師の働き方改革や医療ニーズの多様化を背景に、医療専門職が互いに連携し、業務を分担・共同化する「タスク・シフト/シェア」が国全体で推進されています。ここに提示する図は、保健師助産師看護師法に規定された「診療の補助」という業務に関して、現在の日本でタスク・シフト/シェアがどのように議論されているかを示す代表的な資料です。法的な理解を含め、柔道整復師が今後、多職種と連携し、自らの専門性をどのように活かしていくべきかを考えるために提示します。

医師の指示のもとで行われる「診療の補助」は、保健師助産師看護師法に規定された看護師が担う独占業務です。以下は、その根拠となる条文です。

看護師法

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

※すなわち、「診療の補助」は看護師の独占業務である。

しかし、理学療法士等の医療職種は、それぞれの専門職に関する法律に基づき、認められた範囲で「診療の補助」にあたる特定の医行為を行うことができます（いわゆる特別法優先）。以下は、理学療法士と作業療法士の条文です。

理学療法士及び作業療法士法

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

このように、本来、診療の補助は看護師の独占業務ですが、個別の法律により、「診療の補助として」理学療法又は作業療法を行なうことが認められています。これに対し、柔道整復術は医療類似行為であり、診療の補助に該当しません。すなわち、柔道整復師のタスク・シフト/シェアを推進するためには、医行為という枠組みの中で議論することができません。

次頁に続く

以上の背景を踏まえ、以下の2つの問いに答えなさい。

- (1) 柔道整復師のタスク・シフト/シェアを推進していく上で、柔道整復師が持つ専門性を活かし、どのような業務をタスク・シフト/シェアの対象として新たに提案できるか。あなたが提案する業務の内容と、それがなぜ社会や他職種にとって有益であると考えるか、その理由を述べなさい (500字以内)。

- (2) 柔道整復師がタスク・シフト/シェアを担うために、多職種連携教育を柔道整復師養成教育および卒後教育にどのように位置づけるか。あなたの考えを述べなさい (500字以内)。

著作権保護のため省略